

札障第 162 号
令和 3 年（2021 年）4 月 8 日

各児童発達支援事業所 管理者 様
各放課後等デイサービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

障害児通所支援における医療的ケア児の基本報酬区分の取扱いについて

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年度の報酬改定により、医療的ケアを必要とする障がい児（以下「医療的ケア児」という。）に対する支援の充実を図ることを目的に、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、看護職員を配置して医療的ケア児を支援した際の報酬上の評価を行うため、医療的ケア児の基本報酬区分が創設されました。

つきましては、これに伴う本市の対応を下記のとおりといたしますので通知いたします。関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1 医療的ケア児の基本報酬区分の創設

医療的ケアの判定スコア（以下「判定スコア」という。）（別紙 1）の点数に応じた、基本報酬区分（医療的ケア区分 1～3）が創設され、当該区分に応じて定められている看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）の配置要件を満たした場合に、当該基本報酬の算定が可能となります。（ただし、重症心身障がい児（以下「重心児」という。）を対象とした事業所において、重心児を支援した場合については、当該児童が医療的ケア区分のいずれかに該当する場合でも、当該基本報酬の算定はできません。）

医療的ケア区分	判定スコアの点数	医療的ケア児と必要な看護職員の配置割合
医療的ケア区分 3	32 点以上	1 : 1 (1 : 1)
医療的ケア区分 2	16 点～31 点	2 : 1 (1 : 0.5)
医療的ケア区分 1	3 点～15 点	3 : 1 (1 : 0.33)

(例) 医療的ケア区分 2 の児童 (2 人) が利用する場合は、看護職員を 1 人配置。

※ 医療的ケア区分は、各区保健福祉部で認定を行う必要があります。

2 医療的ケア児の基本報酬の算定要件について

(1) 一月単位で、医療的ケア児が利用する日に配置した看護職員の人数が、医療的ケア区分に応じて必要な看護職員の数以上である場合に、医療的ケア児の基本報酬を算定できる。

(2) 必要な看護職員の数人の計算方法は以下のように行う。

例：医療的ケア児が、毎週月曜日と木曜日に利用する場合

		4月									合計
		1日	5日	8日	12日	15日	19日	22日	26日	29日	
		木	月	木	月	木	月	木	月	木	
医療的 ケア児 の利用 児童数	区分3	1			1				1		
	区分2	1	1		1		1	2			
	区分1	2	2	2	1	2	2		1	1	
	合計	4	3	2	3	2	3	2	2	1	22
必要な 看護職 員の 人数	区分3	1	0	0	1	0	0	0	1	0	
	区分2	0.5	0.5	0	0.5	0	0.5	1	0	0	
	区分1	0.66	0.66	0.66	0.33	0.66	0.66	0	0.33	0.33	
	合計	2.16	1.16	0.66	1.83	0.66	1.16	1	1.33	0.33	10.29
配置看護職員数		2	2	1	2	1	2	1	2	1	14

利用日ごとに、必要な看護職員の配置ができていなくても、一月単位で、必要看護職員数 ≤ 配置看護職員数となっていれば、医療的ケア児の基本報酬の算定が可能であり、上記の例では、10.29 ≤ 14となっているため、算定可能。

(3) 医療的ケア児の基本報酬の算定要件の詳細については、厚生労働省が作成した「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（児童発達支援・放課後等デイサービス）」（別紙2）をご確認ください。

3 医療的ケア区分の対象者認定までの流れ

医療的ケア児の基本報酬の算定にあたっては、事業所において、必要な看護職員を配置することが前提であるため、当該基本報酬の算定を行おうとする事業所は、以下4又は5の手順により、医療的ケア区分の対象者認定の申出を行っていただきますようお願いいたします。

4 医療的ケア区分の対象者認定の申出方法①

【事業所】

(1) 医療的ケア児と見込まれる児童の保護者に対し、「医療的ケアの判定スコアに係る制度概要資料」（以下「制度概要資料」という。）（別紙3）等により、判定スコア

や医療的ケア児の基本報酬区分についての説明を行うとともに、「障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア」(以下「判定スコア表」という。)(別紙4)を渡し、医師の判定を受けるよう伝え、判定後は、判定スコア表を事業所に提出するよう依頼する。

- (2) 医師の判定後、事業所は、利用者から判定スコア表の提出を受け、「医療的ケア児に係る対象者認定申出書」(以下「申出書」という。)(別紙5)と判定スコア表を各区保健福祉部へ提出する。

※ 判定スコア表は、写しを保管するとともに、申出にあたっては、事前に保護者から同意を得るようお願いいたします。

【各区保健福祉部】

- (3) 各区保健福祉部は、判定スコア表を確認し、判定スコアの点数に応じて、障害児通所支援受給者証(以下「受給者証」という。)(別紙5)の「種類及び内容」欄に、「医ケア区分1」、「医ケア区分2」又は「医ケア区分3」と記載し、保護者に受給者証を交付する。

5 医療的ケア区分の対象者認定の申出方法②(令和3年6月末までの経過的な取扱い)

令和3年4月時点では、判定スコア表を用意することは困難であると想定されることから、令和3年6月末までは、判定スコア表に記載されている医療行為と類似の判定項目がある、従来の看護職員加配加算に関する判定スコア(以下「旧判定スコア」という。)(別紙4)を用いて、経過措置としての判定スコアを算出しても差し支えありません。この場合の手順は以下のとおりとします。

【事業所】

- (1) 医療的ケア児と見込まれる児童の保護者に対し、医療的ケア児の基本報酬区分について説明を行う。
- (2) また、通常は、判定スコア表を用意する必要があるが、便宜的に、旧判定スコアを判定スコアに置き換える表(置換対応表)(別紙6)を基に、判定スコアの算出が可能であり、これにより算出した判定スコアを各区保健福祉部に提供することを説明し、同意を得る。
- (3) 旧判定スコアを基に、置換対応表の記載例(別紙7)を見ながら、置換対応表の旧判定スコア及び判定スコアの医療行為の項目にチェックを入れ、点数を算出する。
- (4) 点数を算出後、置換対応表と申出書を各区保健福祉部へ提出する。

【各区保健福祉部】

- (5) 各区保健福祉部は、置換対応表の判定スコアの点数を確認し、その点数に応じて、障害児通所支援受給者証(以下「受給者証」という。)(別紙5)の「種類及び内容」欄に、「医ケア区分1」、「医ケア区分2」又は「医ケア区分3」と記載し、保護者に受給者証を交付する。

6 医療的ケア区分の対象者認定に係る補足事項

- (1) 置換対応表による判定スコアの点数の算出方法は、厚生労働省から、判定スコア表を用意できなかった場合の対応として、特例的に示された取扱いになりますが、旧判定スコアは、判定スコア表における「見守りスコア」が反映されていない分、点数が低くなる場合があります。
- (2) 置換対応表を基に、医療的ケア区分の対象者認定を行った方について、判定スコア表の用意ができた場合は、判定スコア表及び申出書を提出することにより、医療的ケア区分の変更が可能です。
- (3) 令和3年5月末までに置換対応表又は判定スコア表が提出されたものに限り、令和3年4月1日から遡及して医療的ケア区分の対象者認定を行うこととします。
※ 令和3年5月受付分の請求に間に合わない場合は、一旦、医療的ケア児以外の基本報酬で請求し、医療的ケア児の認定を受けた後、過誤請求をしていただくか、令和3年6月受付分以降に請求していただくようお願いいたします。
- (4) 置換対応表により対象者認定を行った者で、有効期間終期が令和3年4月末又は5月末の者に対する更新決定については、判定スコア表の提出がない場合は、前回提出があった置換対応表を基に、対象者認定を行うこととします。
- (5) 置換対応表による認定は、原則、令和3年6月末までの経過取扱いであるため、令和3年7月以降を有効期間始期とする支給決定を行う場合は、置換対応表ではなく、判定スコア表を基に対象者認定を行いますので、ご注意ください。
- (6) 新規申請者について、すでに医療的ケア児の基本報酬を算定出来る事業所に通所することが決まっており、支給決定前に、判定スコア表の提出があった場合は、支給決定と併せて、医療的ケア区分の対象者認定を行います。支給決定時に提出がなかった場合は、サービスの決定のみを行います。

7 医療的ケア児と認定されている場合の支給決定の更新時の対応について

児童発達支援又は放課後等デイサービスの支給決定期間の更新後も引続き、医療的ケア児として認定が必要な場合は、判定スコア表の提出が必要となります。

しかし、医療的ケア児は、支給決定期間中に利用する事業所の変更や、通所している事業所の看護職員の配置の変更により、更新時において、医療的ケア児の基本報酬の算定が可能な事業所を利用していない場合もあることから、更新後も引続き、医療的ケア区分の対象者認定が必要な場合は、「4 医療的ケア区分の対象者認定の申出方法①」と同様の手順で、事業所から、支給決定期間が終了するまでに、判定スコア表及び申出書を各区保健福祉部までご提出いただきますようお願いいたします。

※ 令和3年7月1日以降を有効期間始期とする対象者の更新決定時は、判定スコア表が必要となりますので、事前に制度概要資料等により、保護者に対して、判定スコア表を用意するようご依頼をお願いいたします。

8 留意事項

- (1) 判定スコアに関しては、判定スコアに係るQ&A（別紙8）を適宜、ご確認いただき、利用者への説明に際し、ご活用ください。
- (2) 医療的ケア児の基本報酬の算定が可能な事業所を複数利用している場合は、原則、利用日数が多い事業所が判定スコア表を提出することとしますので、事業所間でご調整をお願いいたします。
- (3) 医療的ケア区分の対象者認定にあたり、支給決定の次回更新時に、前回判定時から判定スコアと医療機関が変わらなければ、同じ用紙を使用して、更新判定欄に日時等を記入して提出することが可能であるため、保護者が、判定スコア表の写しを取っていない場合は、写しを交付してください。
- (4) 医療的ケア児の基本報酬を算定するにあたっては、「医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書」（別紙9）を札幌市に提出してください。なお、届出をすれば必ず医療的ケア区分に応じた基本報酬を請求できるというものではなく、看護職員の配置要件を満たして初めて医療的ケア区分に応じた基本報酬を請求することができます。

9 関係資料

- (1) 医療的ケアの判定スコア ……別紙1
- (2) 医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（児童発達支援・放課後等デイサービス） ……別紙2
- (3) 医療的ケア判定スコアの制度概要資料 ……別紙3
- (4) 障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア ……別紙4
- (5) 医療的ケア児者に係る対象者認定申出書 ……別紙5
- (6) 置換対応表 ……別紙6
- (7) 置換対応表（記載例） ……別紙7
- (8) 判定スコアに係るQ&A ……別紙8
- (9) 医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書 ……別紙9
- (10) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）（抜粋） ……別紙10

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
【医療的ケア児の認定に関する問い合わせ先】
札幌市障がい福祉課給付管理係
TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181
E-mail：sapporo_jiritsushien@city.sapporo.jp
【体制届等の提出・記載に関する問い合わせ先】
札幌市障がい福祉課事業者指定担当係
E-mail：jigyousyasitei@city.sapporo.jp